

鹿沼市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

1、要旨

この要綱は、鹿沼市教育委員会（以下、「委員会」とする）において貸出用に配置した自動体外式除細動器（以下、「貸出用AED」とする）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2、目的

鹿沼市で開催される各種イベントにおいて、参加者が心肺停止に陥った際の救命活動に備えるため。

3、貸出条件

利用者は次に定めるいずれかの使用責任者を置かなければならない。

- (1) 医師・看護師等の医療従事者
- (2) 消防署その他による、AEDを使用した救命講習等を修了している者

4、貸出期間

貸出用AEDの貸出期間は、原則として使用日を含む前後7日間以内とする。ただし、委員会が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

5、使用料

貸出用AEDの使用料は無料とする。

ただし、AEDを使用した場合、消耗品の交換費用は利用者負担とする。

6、貸出申請

利用者は、別紙の自動体外式除細動器（AED）貸出申請書を委員会に提出しなければならない。

7、貸出の許可

委員会は、管理上支障がないと認めた時は、貸出を許可するものとする。

8、利用者の責務

利用者は貸出用AEDを返還するまでの間において、適切な管理をするほか、貸出用AEDの使用に当たっては、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出用AEDを使用する時は、取扱説明書によって適切に使用すること。

- (2) 貸出用AEDを処分したり、目的外に使用しないこと。
- (3) 貸出用AEDを転貸し、又はその権利を譲渡しないこと。

9、損害の賠償

委員会は、利用者が故意又は過失により貸出用AEDを亡失し、又は破損させた場合は、現品又は委員会が相当と認める金額を持って、賠償させることができる。

10、損害賠償責任

委員会は、貸出用AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。